

令和4年 第2回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第2回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年2月22日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年2月22日 午前9時30分				
	閉会	令和4年2月22日 午前10時30分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番2番	宮脇 勇	席番3番	神宮司 順子		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野				
	主幹兼農地係長	佐々木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師		主任主査	桑水	
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	○
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	○	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 9 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 非農地証明願の承認について 議案第 12 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年第2回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番2番、宮脇 勇委員と、席番3番、神宮司委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、まずは、竹田委員の報告を、お願ひします。</p>
委員	竹田	<p>12月の総会で依頼のありましたあっせんが成立致しましたので報告いたします。4ページの番号4番です。所在地・地目等は資料のとおりですが、場所は、安楽小学校より西の方へ約2kmぐらいのところでございます。譲受人は、平城集落にお住まいの〇〇さんで主にお茶の栽培をされていらっしゃいます。農機具は、トラクター・摘採機・防除機・管理機等を保有されております。〇〇さんの自宅からは、車で約2分の距離になります。あっせん価格は2筆で4,892㎡で反当あたり400,000円で総額2,000,000円でございます。あっせん委員は、吉野委員と竹田でございます。</p> <p>引き続き番号5番もあっせん成立しましたので報告いたします。場所は安楽小学校より西の方へ約2kmぐらいのところでございます。地目が畑になっておりますが、現況田で水稻が作付けされております。譲受人は、平城集落にお住まいの〇〇さんで主にお茶の栽培をされており農機具は、トラクター・摘採機・防除機・コンバイン・管理機・乾燥機を保有されております。〇〇さんの自宅から50m先の距離になります。あっせん価格は、田で876㎡総額100,000円でございます。あっせん委員は、同じく吉野委員と竹田でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、立迫委員の報告を、お願ひします。
委員	立迫	<p>令和3年12月23日会長より依頼のありました4ページのあっせん成立資料の番号7の〇〇さんの分です。あっせん農地は資料の通りで、10アール当たりおよそ320,000円総額1,800,000円で合意に至り令和4年1月24日にあっせん調書を作成し事務局へ提出したところでしたが、令和4年2月17日に譲り受ける予定者であった〇〇様より合意を破棄したいとの申出書</p>

議長 萩迫	が提出されましたので報告いたします。引き続き垣内委員とあっせん活動を継続して参ります。報告終わります。
委員 隈元	<p>次に、隈元委員の報告を2件、一緒をお願いします。</p> <p>1月の総会であっせん依頼がありましたので報告いたします。まず、あっせん成立資料の4ページ8番です。譲渡者は、〇〇さんで、譲受者は松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。所在・地目・面積等は記載のとおりです。場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米所がありますが、そこから50m先市道大野・稲ヶ迫線に入り約1.6km行ったところの左側奥の畑です。手前が〇〇さん所有の畑です。〇〇さんの畑にも通路はありますが狭く大型機械が通るにはちょっと危険なところですので、お隣の畑の持ち主の〇〇さんに相談しましたら引き受けて貰いました。〇〇さんは、夫婦でいちご10アール甘藷3ヘクタールを作付けし、購入後は甘藷を作付けする予定です。トラクター3台・自動車4台保有されています。あっせん成立日は1月31日 総額320,000円反当240,000円弱でした。山下・隈元であっせんを行いました。</p> <p>次に、〇〇さんの分ですが、面積1,242㎡と狭く買い手がなかなかいなく、〇〇さんと代理人の〇〇さんと協議しました結果、借りたい農家さんがいらっしやいましたので、借地契約で合意しましたので今回あっせん打ち切りとします。報告を終わります。</p>
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただ今、隈元委員から、〇〇さんの土地についてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告どおり、打ち切りとすることに、ご異議ありませんか。
会場 委員	(異議なし)
議長 萩迫	異議なしということですので、打ち切りといたします。次に、福岡裕幸委員の報告を2件、一緒をお願いします。
委員 福岡裕幸	まずは、〇〇さんの件ですが、あっせんが成立しましたので報告いたします。農地の地番・地目・面積等は記載の通りです。場所は、県道110号線泰野小学校前の付近にあります松山駐在所前より、南側のT字路に入り約550m程進んだ畑の中の交差点の右手の2番目の畑です。譲受者は、志布志市松山町泰野〇〇番地の〇〇さんで、夫婦でピーマンを作る認定農家でございます。今後もピーマンを作る予定のことです。機械は、トラクターを保有しております。あっせん成立日は、1月17日です。あっせん価格は800,000円

		<p>でした。</p> <p>続きまして、公益財団法人〇〇の分ですが、現在話を進めてる最中なのですがなかなか進まないところです。継続して活動を続けたいと思います。以上報告を終わります。</p>
議長 委員	萩迫 脇田廣昭	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、脇田 廣昭委員の報告を、お願いします。</p> <p>令和3年12月依頼の〇〇さんの分ですが、現在活動継続中でございます。面積と畑が飛び飛び、田んぼも場所が飛び飛びということでなかなか厳しい条件ではございますが、今後まだもう少し頑張りたいと思います。以上です。</p>
議長 委員	萩迫 宮脇 勇	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、宮脇 勇委員の報告をお願いします。</p> <p>1月に依頼のありました〇〇さんの分ですが、5・6人の方に電話いたしまして、1件いいよって話しがあったのですが、ちょっと金額が折り合いませんでしたので、引き続きやっていきたいと思います。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>1月14日、農地所有適格法人適格要件届出書に伴う現地調査を3法人行いました。</p> <p>次に、日程第4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、7件の申請でございます。まずは、6ページ、番号12番を審議いたします。番号12番は、神宮司委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、ここで神宮司委員には、退席をお願いします。</p>
会場		(神宮司委員 退席)
議長 委員	萩迫 吉野	<p>それでは、吉野委員の説明をお願いします。</p> <p>会長より依頼のありました番号12を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市西田〇丁目〇番〇〇号にお住まいの〇〇さん80歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん68歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、志布志の伸紘ゴルフ脇の県道がございしますが、その県道から志布志へ南下して600m進んだところに右側に大隅衛生の休憩所がございしますが、その先左にモーテルがございします。その入り口の前の三叉路の南と北の角地でございします。〇〇さん宅から5km以内のところにあります。〇〇さんは、夫婦と子供達で米とそばを栽培されております。この場所もそばを作付けする予定です。トラク</p>

		<p>ター・耕運機を所有されております。昨年ここは息子の家を作りたいと言うことで、5条申請の準備をしたところでございましたけれども許可が出ない・5条はできないということで3条に切り替わって今回の申請になったところでは。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつまましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。ここで神宮司委員の入室を許可します。
会場		(神宮司委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号13番を審議いたします。事務局の説明を求めま。
農地係長	竹之内	<p>それでは議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請の番号13番について、ご説明申しあげま。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は始良市加治木町反土にお住まいの〇〇さん61歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん66歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございませが、畑が1筆で1,545㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者であるため、本日はお呼びしておりませ。今回の申請地の場所でございませが、大隅グリーンロードの蓬の里入口から同グリーンロードを西へ1.4km進み、右折し、市道上大久保4号線を90m進んだ左手にあります。〇〇さんの農業経営につまましては、総会資料9ページのとおりでございませが、申請地には飼料用稲を作付けするとの事でありませ。通作距離は、自宅から約2kmとのこと。申請事由は譲渡人につまましては相手方の要望、譲受人につまましては規模拡大でございませ。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。以上で、番号13番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございませが、これにつままして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 14 番を審議いたします。吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号 14 を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 75 歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 69 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽川の一丁田橋の所にセブンイレブンがありますが、その北側 100 m の堤防沿いの水田です。〇〇さん宅から 5 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で米・甘藷を栽培しております。ここも米を作付けするところでございます。〇〇さんの田んぼの隣の田んぼになります。トラクター・田植機・尾根立機を保有されております。〇〇さんは、改良区の理事をされておりました水路・農道の整備に尽力を頂いているところでございます。この田んぼの一体も綺麗にボランティアで整備をしていただいていたところでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、7 ページ、番号 15 番を審議いたします。神宮司委員の説明をお願いします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号 15 を報告いたします。譲渡人は、大阪市平野区加美東〇丁目〇番〇号にお住まいの〇〇さん 77 歳です。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 63 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号志布志・福山線にある旧ウラシマ釣具店から右折、松山町尾</p>

		<p>野見方向に向かい 20m進んだところを右折、曲瀬公民館方向に走り約 300m先の突き当たり右側です。譲受人宅からは徒歩3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家であり夫婦で甘藷等を栽培しており申請地には大根・甘藷等を作付けする予定とのことです。また、トラクター2台を保有しています。この土地は30年以上前から〇〇さんの両親が耕作されていた土地で譲渡人の〇〇さんからの要望で今回の譲渡となりました。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号16番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号16を報告いたします。譲渡人は、志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに大野原集会施設がありますが、そこから田之浦方面へ400m進み左折して200mのところの右側3筆です。譲受人宅から3分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稲25アール・甘藷2.8ヘクタールを栽培しており、申請地には水稲・甘藷を作付する予定とのことです。また、トラクター2台・甘藷ハーベスターを保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。

会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 17 番を審議いたします。宮脇 茂樹委員の説明をお願いします。
委員	宮脇茂樹	<p>会長より依頼のありました番号 17 を報告いたします。譲渡人は、熊毛郡屋久島町船行〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 71 歳です。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん 56 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 63 号志布志・福山線沿いの伊崎田小学校から東へ 2.5 km 行きますと川路集落の交差点に出ます。そこを真っすぐに 100 M 進み左折し 2.5 km ほど道なりに進むとため池に突き当たります。その手前の 5 番目の田んぼになります。隣が〇〇さんの田んぼになります。本人宅から 2 km の所にあります。〇〇さんは、奥さんと二人でいちごと水稻を栽培されており申請地には水稻作付することです。またトラクター 2 台・田植え機 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号 18 番を審議いたします。上野委員の説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 18 を報告いたします。譲渡人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 77 歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 53 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、蓬原小学校前の正門の前の道路を菱田方面に向かって約 1 km 行きますと黄色い点滅の信号機がありますが、そこを右の方に約 1 km 行きますと右手に〇〇さんの住宅があります。そこを左に 300m 入ったところの右手にあるところでございます。譲受人宅からは歩いて 5 分のところにあります。〇〇さん</p>

		<p>は、夫婦で親の名義の生産牛を管理されて飼料を栽培されております。申請地にも飼料が作付けされておりました。農機具につきましては、トラクター3台・ショベル1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めまます。よって日程第4、議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に日程第5、議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。まずは、10 ページ、番号5番を 審議いたします。現地を調査された、井久保委員の 報告をお願いします。</p>
委員	井久保	<p>農業振興地域整備計画変更協議について報告いたします。議案第9号番号5番です。調査日は2月8日火曜日 調査員は、安樂委員・池袋推進委員と私井久保です。事務局から1名・農政畜産課から1名の同行がありました。総会資料は11 ページから13 ページをご覧くださいと思います。譲渡人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、ご主人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況についてはそれぞれ議案書・総会資料の通りでございます。場所は、市役所本庁から北東方向に位置し県道65号線南之郷・志布志線を田之浦方面へ進み、田之浦郵便局を過ぎた田之浦ふるさと交流館先を左折し市道宮路線から志布志・平山2号線へ進む道路をおよそ900m進んだ小高い丘の頂上付近に位置します。除外目的は太陽光発電施設です。周辺の状況は、北側は畑・東側は山林・南側は公衆道路・西側は公衆道路です。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。第2種農地は、代替え地がない時に限り許可</p>

<p>議長 萩迫</p>	<p>出来るとなっております。申請地は、小高い丘の上であり他の田畑と比較して早朝から夕方まで長時間の日照時間が見込まれております。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。報告を終わります。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p> <p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第9号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第6、議案第10号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、12 ページ、番号2番を審議いたします。現地を調査された池袋委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 池袋</p>	<p>議案第10号番号2について報告いたします。総会資料は14 ページから16 ページです。調査日は2月8日 調査員は、安樂委員・井久保委員と私池袋です。事務局より1名の同行でした。譲渡人は、愛知県西尾市巨海町上縄〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんと本人でした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、志布志市市役所本庁から西側方向に位置し、志布志消防署方向から進みファミリーマート志布志見帰り店・ローソン志布志町大原店前の県道交差点を港方面へおよそ1.7 km 進んだ交差点を大隅グリーンロード方向に右折し、およそ650m進んだところを右折し、市道安樂線を約30m進んだ左側に位置します。転用目的は、現在借家に住んでおり自己の住宅を建築するものです。排水は、東側公衆道路の側溝に流すとのことです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの</p>

		意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号3番を審議いたします。現地を調査された安樂委員の報告をお願いいたします。
委員	安樂	<p>会長より依頼のありました議案第10号番号3について報告いたします。調査日は、2月8日 総会資料は22ページから25ページです。調査員は、井久保委員・池袋委員と私安樂です。譲渡人は、霧島市隼人町小田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、志布志市役所本庁から西側に位置し、志布志消防署方向から進みファミリーマート志布志見帰り店・ローソン志布志町大原店前の県道交差点を港方面へおよそ1.7km進んだ大隅グリーンロードと交わる交差点を過ぎた右側に位置します。排水は東側の側溝へ流すとのことでした。周辺の状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側は畑・西側は宅地です。北側の畑となっておりますけれども、現在転用許可がありコンビニの建設が始まっている状況となっております。指導内容といたしましては、南側の畑が一番下にありまして土砂の流出がないように盛土をするようにという指導をいたしました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番を審議いたします。番号4番は、令和3年11月総会の議案第89号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号21番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、13ページ、番号5番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	議案第10号番号5について報告いたします。調査日は、2月8日 調査員は、立山委員・垣内委員と私橋口です。別冊は20ページから22ページに記載されております。譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、本人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、東九州自動車道志布志有明インターチェンジ鹿屋方面の入り口から市道飯山・通山1号線を南へ500m進み右折し市道押切線を300m進み左折し農道を280m進んだ右手に位置します。転用目的は、牛の運動場と農業用資材置場に転用するところです。排水は東側の道路の排水溝を利用するということです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号6番を審議いたします。同じく、現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	議案第10号番号6について報告いたします。調査日は、2月8日 調査員は、立山委員・垣内委員と私橋口です。別冊は23ページから25ページです。譲渡人は、鹿児島市花野光ヶ丘〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所は、JAあおぞら通山出張所から市道吉村・押切線を北へ1km進み市道肆部合住宅線を130m進んだ左手に位置します。転用目的は、一般住宅と通路に転用することです。排水は、北側の排水溝を利用することです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号7番を審議いたします。現地を調査された立山委員の報告をお願いいたします。
委員	立山	議案第10号番号7について報告いたします。調査日は2月8日 調査員は、橋口委員・垣内委員と私立山です。総会資料は26ページから28ページです。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。場所ですが、県道523号線沿いの野神小学

		<p>校から県道を志布志方面を南へ約 500m進み左折、市道東原線を 80m進んだ左手に位置します。転用目的は、農家住宅です。排水等は、南側の市道の側溝を利用するという事で問題ないと思われます。北側に倉庫がありましたが取り壊して除去するとのことでした。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみましました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めませす。次に、14 ページ、番号 8 番を審議いたします。同じく、現地を調査された立山委員の報告をお願ひいたします。</p>
委員	立山	<p>議案第 10 号番号 8 について報告いたします。調査日・調査員は番号 7 番と同じです。譲渡人は、鹿児島市城西〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲状況等については、それぞれ議案書及び総会資料の通りです。総会資料は 29 ページから 31 ページです。場所ですが、先ほど同じく野神小学校前の県道を北へ 1.8 km進み右折し、市道中野・芝用線を南へ 500m進んだ左手に位置してございませす。転用目的は、倉庫・車庫を含む農家住宅です。市道からの進入路約 10 m含むため、1,180 m²の転用になってございませす。排水は、盛土をして南側の側溝を利用するとのことでも問題ないと思われます。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみましました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	総会資料の 31 ページで北側に公衆道路があるのですが、これとの接続はないのですか。
委員	立山	この公衆道路はありましたが、農道的な扱いでした。ここの接続は段差があり乗り入れはできないところです。
議長	萩迫	他にございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 10 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。
		次に、日程第 7、議案第 11 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、16 ページ、番号 3 番を審議いたします。現地を調査された、垣内委員の説明をお願いします。
委員	垣内	議案第 11 号番号 3 番について報告いたします。調査日は 2 月 8 日 調査員は、立山委員・橋口委員と私垣内でした。総会資料は 18 ページです。申請人は、兵庫県尼崎市大庄西町〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇です。立会人は、代理人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況についてはそれぞれ議案書・総会資料の通りです。場所は、J A あおぞら通山出張所から市道吉村・押切線を北へ 500m 進み左折、市道田尾・押切線を 100m 進んだ左手に位置しました。立会人から聞き取ったところ、平成 14 年に住宅が建築されて以降、宅地として一体的に利用されており、農地への復元が困難になってしまったものです。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第11号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
		次に、日程第8、議案第12号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
農地係長	圖師	議案第12号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書18ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和4年2月28日で、畑が26,626㎡となっております。所有権を移転する者は3人で、所有権の移転を受ける者は、法人1、個人2の計3人となっております。全て売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書19ページ、20ページに掲載してございますので、お目通しください。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、19ページ、番号6番から、20ページ、番号8番までと、18ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。
主任主査	桑水	議案第12号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページから100ページとなっております。まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年2月28日で、始期は令和4年3月1日となります。なお、中間管理機構が関与する分は令和4年2月28日となります。設定期間が、1年から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が114,485㎡、畑が419,905.31㎡、

		<p>樹園地が 113,652 m²で、合計しますと 648,042.31 m²となり、うち更新分は 88,273 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 163 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 58 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 105 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22 ページから 86 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 87 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 4 年 2 月 28 日で、始期が令和 4 年 2 月 28 日であります。設定期間は、3 年から 15 年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が 61,856 m²、畑が 18,518 m²、樹園地が 47,271 m²で、合計しますと 127,645 m²となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 11 名であります。詳細につきましては、88 ページから 100 ページの明細表をご確認ください。以上で、議案第 12 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、22 ページ、番号 1 番から、23 ページ、番号 4 番までを審議いたします。番号 1 番から番号 4 番までは、福岡 剛委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の規定により、ここで福岡 剛委員には退席を お願いいたします。</p>
会場	委員	(福岡 剛委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで福岡 剛委員の入室を許可します。
会場		(福岡 剛委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、23 ページ番号 5 番を審議いたします。番号 5 番は、吉野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の規定により、ここで吉野委員には退席を お願いいたします。

会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、24 ページ番号 6 番から、86 ページ、番号 177 番までと、21 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。88 ページ番号 1 番から、100 ページ番号 20 番までと 87 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 12 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 9、議案第 13 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
農地係長	圖師	議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 102 ページをお開きください。
		番号 3 の申出者は、志布志市有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、立山委員、山下 直樹委員の指名をご提案い

		<p>たします。</p> <p>次に、番号4の申出者は、曾於郡大崎町永吉〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通してください。あっせん委員につきましては、宮脇 勇委員、原田委員の指名をご提案いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第13号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>